

意見陳述書

2017（平成29）年5月30日

長崎地方裁判所民事部合議係 御中

陳述者 熊江雅子

1 身上略歴

私の名前は熊江雅子（くまへのりこ）です。旧満州、新京（現在の長春）で、1938年1月に生まれ、現在79歳です。新京で敗戦を迎え、母子5人で内地へ引揚げて来ました。1958年、長崎県立短大を卒業し、福江市立中学を振り出しに40年間、教師として勤務し、その間、平和・人権教育・男女平等教育などに力を入れてきました。退職後は、「教え子を再び戦場に送るな！」をスローガンに掲げる「長崎県退職女性教職員の会」や「憲法を守る会」「平和を守る女たちの会」などの活動をしております。

2 戦争体験

私が生まれた年は、国家総動員法が公布され、前年には盧溝橋事件、全面的な侵略を開始し南京大虐殺がおこなわれた時でした。

私の両親はホテル経営で、内地からの兵隊さんや南方から航空隊のお兄さん達が宿泊し、とても可愛がってもらった思い出があります。そして、1945年8月15日、ホテルのロビー集まってあの玉音放送を聞いて泣いている大人たちを見てとても不安な気持ちになったのは、国民学校2年生、8歳の夏休みでした。敗戦と同時に関東軍は逃げ去り、軍属の家族は、早く内地に帰されたとか聞きましたが、私たち住民は放置され、国に見捨てられたのです。

しばらくして新京の街に、ソ連軍が戦車の轟音とともに侵入してくるのを見ました。ホテル経営の私の家は、すぐにソ連軍の将校と通訳の宿泊所となり、父は直ちに、女中さんたちをボイラーのある地下室に隠しました。食事の接待

は妊婦の母と婆やで行い、子どもの私が食事を運ぶ手伝いをさせられました。

優しい軍人もいましたが、「女を出せ」と短銃で母を脅かす者もいて、知り合いの遊女たちに来てもらいソ連兵たちが騒がしく興じていたことを覚えています。間もなく父はソ連軍から呼び出しを受け、日本軍に協力していたと、父はそのまま新京駅からシベリアへ抑留されました。その後、ホテルの家から追われて知り合いのビルに移り、母は1月に妹を出産しました。間もなく八路軍と国府軍の内戦が始まり、大砲の音や地上戦で流れ弾が飛び交い、知り合いのおじさんは部屋で流れ弾に当たり死にました。戒厳令などで一步も外出できない日々、恐怖と不安な生活を体験しながら過ごしました。動乱がおさまると母と食べ物を路上で売り、兄と私はタバコ売りもしました。

1946年の9月になってやっと引揚げの時となり、持ち物は規制された中で、母は生後8ヶ月の妹を前におぶり、後ろには大きなリュックを背負い、病弱な4歳の妹の手を握っていました。兄と私は、大きなリュックを背負い、両手には非常食を持てるだけ持たされました。私たち一行は、屋根がない粗末な貨物列車（無蓋車）で新京からコロ島（壺慮島）へ向かって南下して行っただけですが、夜間には、銃剣を持った盗賊たちに襲われ、私の遊び友達が片目を銃剣で刺され厚い包帯姿になっていました。昼間、トイレ休憩のために停車したときは、夜襲に備えて「石を拾っておくように」との伝令があり、列車の発車を恐れながら鉄道脇の石を拾い必死に列車へ乗りこみました。たどり着いたコロ島の収容所は、伝染病発生とかで相当の期間乗船できませんでした。一緒に引き揚げてきた伯母は病気が重くなり病院船に乗せられましたが亡くなりました。やっと引き揚げ船に乗り、博多港を目指して出航。内地が見えるというところで、腸チフス発生のため停船となり上陸が延期され、私は亡くなった方が海中に葬られる度に、私も死んだら海に捨てられるのだと恐ろしかったです。やっとのことで博多に上陸が許可され、消毒のDDTをびっしりとかけられ、私たち母子5人は、何とか生きて諫早の家にとどり着きました。当時35歳の気丈な母のおかげで、この命を得たのだと今も感謝しています。しかし8ヶ月だった妹は体力がなく、その後、はしかで死にました。

3 憲法への思い

私が、日本国憲法に出会ったのは新制中学1年で、復員してきた社会の先生が「日本国憲法は戦争放棄の第9条に持ち、侵略戦争でアジアの国々の多くの人の命を奪ったことを謝罪し、二度と戦争はしないという証しだ」と熱心に教えられたことを忘れません。この憲法のおかげで、戦後72年余、戦争に巻き込まれることもなく平和な社会で安心して生きることが出来ました。

私は教師になり、平和教育には原爆の悲惨な実相だけでなく、加害責任の教育にも取り組みました。山里中学校に勤務のときに被爆40年を迎え、「あれから40年・・・ノーモア・ナガサキ」のテーマで600人の女生徒で松山陸上競技場で平和の創作ダンスを発表、また「戦争は最大の人権侵害である」と人権教育の研究会でも平和について発表しました。退職後も「教え子を再び戦場に送るな!」と平和の大切さを語り、戦争を知らない世代が半数を超えていること、戦争放棄を謳った平和憲法が蔑ろにされていることを危惧し、今だからこそ、女性として、子や孫、若い人たちに戦争の悲惨さ・愚かさの体験を伝えることが大切だと活動し、手記でも訴えてきました。

戦争放棄の憲法9条は、世界に向かって平和の証しをしてきたものであると思っています。それだけに憲法をないがしろにする「戦争の残虐さを知らない」安倍晋三総理・政権の暴走に強い怒りを感じています。

憲法9条で守られていると、私の教え子も自衛隊に入隊していきました。しかし、新安保法制による集団的自衛権の行使は、自衛隊の海外派兵に繋がり、アメリカとの協同による戦争を行うことになりかねません。かつての教え子が、自分の子どもが海上自衛隊に入隊したと言って、「先生 大丈夫かな! 息子が殺されんごと早よう辞めさせんば・・・」と話していました。私は、自衛官になった教え子が、また自衛官となった教え子の子供たちが、「海外派兵により戦争に送られ、殺し・殺される未来」がすぐ近くまで来ているのではないかと大変危惧しています。

また、平和が壊された時に、真っ先に犠牲になるのは弱い女性と子ども、一般の国民たちなのです。いま、安倍総理は国民の平和のためといって「戦争が

できる国」へと走っています。戦争になると国民の人権が無視されるのです。特に、ジェンダー差別や女性に対する戦時性暴力による人権侵害がおり「女性の権利」が後退させられます。絶対に容認できません。

4 裁判に望むこと

最後に。これまでの多くの裁判が、日米安保に関する訴訟に関して憲法判断を回避しています。

当裁判所に置かれましては、三権分立の基本にたつて、公平・公正な判断を示されんことを、心より期待し、私の陳述を終わります。

以 上